

事業主各位

一般社団法人塩那労働基準協会

会長 石川 裕之

粉じん作業特別教育の開催

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

労働安全衛生法第59条に、「事業者は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全または衛生のための特別教育を行わなければならない」とあり、粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業に係る業務は、当該業務です。

つきましては、粉じん作業特別教育を下記のとおり開催いたしますので、該当者に受講させるようご案内いたします。

記

- 期 日 令和6年10月9日（水） 午前8時55分～
- 会 場 県北体育館 （大田原市美原3-2-62）
- 定 員 30名（定員になり次第締め切ります）
- 受 講 料 9,900円 （税込・テキスト代込）
- 申込方法 令和6年9月30日（月）までに下記申込書によりお申込み下さい。
受講票及び受講料納付書をお送りいたします。
- そ の 他 ・昼食は各自ご持参ください。
・令和6年10月1日（火）より、キャンセルによる返金は致しかねます。

粉じん作業特別教育申込書

令和6年 月 日

事業場名		業 種	
住 所	〒	電 話	
		ご担当者	
ふりがな 受 講 者		生年月日	西暦
ふりがな 受 講 者		生年月日	西暦
ふりがな 受 講 者		生年月日	西暦

(一社) 塩那労働基準協会 FAX 22-8911

※この名簿は、粉じん作業特別教育の目的以外使用いたしません。

※この名簿により修了証を発行いたしますので、氏名は略さず楷書で記入願います。